

政令第 号

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模）

第十二条 法第六十三条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、民間都市再生整備事業計画の認定を申請することができる都市再生整備事業の規模を定める必要があるからである。